

前田建設工業株式会社「（仮称）安岡沖洋上風力発電事業  
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年7月27日  
経 済 産 業 省  
産 業 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書」について、前田建設工業株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

また、同条第4項の規定に基づき、山口県知事からの意見の写しを送付し、環境影響評価の実施にあたっては、これを勘案されたい旨を伝えた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 山口県下関市安岡沖
- ・ 原動力の種類 : 風力（洋上）
- ・ 出 力 : 最大60,000kW(4,000kW×最大15基設置)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成28年11月 1日
住民等意見の概要受理	平成29年 2月 8日
山口県知事意見受理	平成29年 6月 8日
環境大臣意見受理	平成29年 6月16日

問合せ先:電力安全課 高須賀、岡田  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

前田建設工業株式会社「（仮称）安岡沖洋上風力発電事業  
環境影響評価準備書」に対する勧告について

1. 総論

本事業を今後検討し、進めるに当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 地元自治体の意見を十分勘案し、これまでの環境影響評価の結果及びそれを踏まえた環境保全措置、並びに今後実施する事後調査及び環境監視等の内容について、住民等の関係者に丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- ② 本事業は国内での先行事例が少ない洋上風力発電事業であり、その環境影響に係る調査、予測及び評価の手法等については、今後とも開発・改良が進められることを踏まえ、環境影響評価及びそれを踏まえた環境保全措置、並びに事後調査及び環境監視等を必要に応じて更に具体化する際には、最新の知見を用いて検討し、適切に実施すること。この過程においては、専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討するとともに、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公表し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 本事業による環境影響並びに環境保全措置の内容及び効果については、その分析結果と併せて取りまとめ、公表すること。

2. 各論

（1）騒音等に係る環境影響

- ① 騒音発生源となる機器類のパワーレベルの低減等を含め騒音等の低減に係る環境保全措置を検討し、有効な措置を実施すること。また、それらの検討結果等を住民及び地元自治体等に丁寧に説明すること。
- ② 本事業者が最寄りの住居付近で既に実施し、今後も継続するとしている騒音等の計測を風力発電設備の稼働後も継続し、公表すること。
- ③ 継続的な計測の結果により、騒音に係る環境影響が十分に低減されていないと判断される場合には、専門家等からの助言を踏まえ原因を究明しつつ、追加的な環境保全措置を検討し、有効な措置を実施すること。また、それらの検討結果等を住民及び地元自治体等に丁寧に説明すること。

（2）景観に対する影響

色彩の周辺環境との調和等の環境保全措置に加えて、関係機関との協議を行った上で、風力発電設備の配置等を含めた環境保全措置を検討し、有効な措置を実施すること。また、それらの検討結果等を住民及び地元自治体等に丁寧に説明すること。

### (3) 海生生物への影響

風力発電設備の稼働による藻場等の海生生物への影響については、専門家等の助言を踏まえ必要に応じて事後調査を実施し、重大な影響が懸念される場合には、追加的な環境保全措置を検討し、有効な措置を実施すること。また、それらの検討結果等を住民及び地元自治体等に丁寧に説明すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。